

01	
02	
03	
04	
05	
06	
07	
08	

仕事の

窓

日豪EPA（経済連携協定）

交渉について

Point

EPA（経済連携協定・Economic Partnership Agreement）とは、物やサービスの貿易だけでなく、投資、人の移動などを含む幅広い分野の自由化についての政府間の協定です。

昨年12月に日豪両国が経済連携協定（EPA）の締結に向けた交渉を開始することが合意されました。

農産物輸出大国との交渉入りは我が国にとって今回が初めてのケースです。

交渉の結果、仮に関税が撤廃された場合 小麦、砂糖、牛肉、乳製品などの輸入増による国内農業への影響はマイナス約8千億円となるとの試算が農林水産省から示されています。

また、沖縄においては、仮に関税が撤廃された場合、基幹品目であるヤドウキビ、畜産（肉用牛）を中心に大きな影響を受けることが想定され、県は、仮に関税が撤廃された場合の影響額を、生産者をはじめ製糖業などの関連産業の雇用など地域経

済への影響も含めて、マイナス約7千億円と試算しています。

IJの交渉について、昨年12月7日、12日に衆参両院の農林水産委員会において、「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要な品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉する」と等として委員会決議がなされています。

沖縄県議会においても、昨年12月22日に、ヤドウキビ産業及び畜産業への影響が生じないよう、「ヤドウキビ及び畜産などの品目を関税撤廃の例外品目とする」として、意見書が議決され、内閣総理大臣以下、

係閣僚に提出われています。

交渉結果によっては、その影響を大きく受ける他の道、県及び市町村の多くの地方議会で同様の議決がされています。

昨年12月15日に、農林水産大臣は、日豪EPAの交渉入りに当たって、大臣談話を発表しました。その談話においては、「日本は、日豪EPA締結の対象から除外」又は「再協議」の対象となるよう、粘り強く、交渉に当たる覚悟である。」「今後の

総合事務局では、各種会議において資料の説明・配布を行ったり、沖縄総合事務局農林水産部ホームページに専用ページをはじめとする重要な農林水産物が、（EPA締結の対象から除外）又は「再協議」の対象となるよう、粘り強く、交渉に当たる覚悟である。」「今後の

交渉に係る情報をタイムリーに提供させていただいているので、ぜひご活用ください。

の厳しい交渉は、国民の支えなしには乗り切れない」とかじめなことがあります。

